

する。

- 沈砂池、土止め柵、造成地の早期緑化等により、工事中の濁水の流出や土砂の流亡による影響を緩和する。
- 改変区域内に生育している大径木は、できる限り取り置き、計画地内の緑化部分などに植栽する。

【代償】

- 対象事業の実施により、重要な種の生育環境が損なわれるような場合には、量的な面に加え、質的な検討を行い、新たな陸生植物の生育環境の確保又は創出をする。

表12-14 保全対策の例

保全対策	概 要						
保全緑地の確保	<p>保全対象の域内保全を図るものであり、植物に関する保全対策の中では、期待される効果の最も高いものである。</p> <p>ただし、面積を確保すればよいというものではなく、地域の自然的・社会的特性及び当該保全対象の生態等を勘案して、環境の連続性等を確保する必要がある。また、保全対象の生育環境が植生遷移の途中段階にある場合には、保全対策を講じた後の管理体制を含めて検討することが特に重要となる。</p> <p style="text-align: center;">〈地域の自然的・社会的特性に応じた保存緑地率の考え方〉</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>保存緑地率</td> <td>大きい←————→小さい</td> </tr> <tr> <td>地域類型</td> <td>山地自然地域—里地自然地域—平地自然地域</td> </tr> <tr> <td>自然性</td> <td>高い←————→低い</td> </tr> </table>	保存緑地率	大きい←————→小さい	地域類型	山地自然地域—里地自然地域—平地自然地域	自然性	高い←————→低い
保存緑地率	大きい←————→小さい						
地域類型	山地自然地域—里地自然地域—平地自然地域						
自然性	高い←————→低い						
保全施設の設定	<p>林縁修復植栽、法面植生復元植栽、木道等の人口物の設置により保全対象の生育環境の損壊を防止して域内保全を図るものである。</p>						
類似環境への移植	<p>保全対象を事業地内外の他の場所へ移植するものである。この保全対策の検討に当たっては、移植先での定着の可能性に十分留意する必要がある。特に、移植先の生育密度が飽和又は安定的な状態にあるときや生育水域の水質が大きく異なるときのように、移植先が新たな生育環境としての適正な条件を満たしていない場合には、当然ながら移植の効果は期待できない。</p>						
生育環境の創造に伴う移植	<p>適正な生育環境がなく、保全対象を事業地内外の他の場所に移植できない場合に、生育環境を人為的に創造した上で、移植するものである。この保全対策の県とうに当たっては、保全対象の生態や個体数等を踏まえて創造しようとする生育環境の質や面積等に十分に留意する必要がある。</p>						

## 2 検討結果の検証

環境保全措置の内容を次の観点から検討を行い、事業者により実行可能な範囲内で対象事業の実施に伴う陸生植物への影響が可能な限り回避・低減又は代償されているかを検証する。

(1) 環境保全措置についての複数案の比較検討

(2) 実行可能なより良い技術が取り入れられているかの検討

複数案の比較に当たっては、実行可能性と技術的信頼性等に係る適切な比較項目を設定し、必要に応じてマトリックス評価表等を作成することによって、優劣又は順位付けができるように工夫する。

事業者により具体的実行可能な検討には、次のような観点が考えられる。

ア 環境保全措置の実施に当たり、法令等の基準に照らして問題がないこと。

イ 環境保全措置の内容が、他の類似事例に照らして妥当であること。

ウ 移植場所等の用地が確保できるなど物理的にみて事業者が実施可能であること。

エ 環境保全措置の実施に伴う安全性が確保でき、また、他の環境要素への影響についても問題がないこと。

オ 採用しようとする環境保全措置は科学的な根拠に基づく実行可能な技術であり、その効果を科学的知見をもって定量的又は定性的に把握出来ること。

## 12-8 事後調査

### 1 事後調査の項目

事後調査の項目は、環境影響評価の項目を基本とする。ただし、環境影響評価の結果、環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合は、当該項目を削除するものとする。

### 2 事後調査の手法

事後調査の手法は、現況の調査手法に準じ、環境に配慮した調査手法とする。

### 3 事後調査の期間等

事後調査は、予測対象時期と同様な時期に行い、予測及び評価の結果と事後調査結果の比較検討ができる期間とする。

工事の実施においては、工事による影響が最大となる時期、改変された環境がある程度回復したと考えられる時期に、一定期間の調査を実施する必要がある。

土地又は工作物の存在及び供用においては「植物への影響を把握するためには、世代の継承が確実に行われていること（例えば3世代程度）を確認するための調査をすることが望ましい。また、供用後の予測対象時期が、工事完了後相当程度年数を経た時期に設定されている場合には、工事完了後から予測対象時期までの間に陸生植物の生育状況の経過を把握できるように、定期的な調査時期を適宜設定する。

### 4 事後調査結果の検討

事後調査の結果は、予測及び評価の結果と比較検討する。これらの結果が著しく異なる場合は、その原因を検討、究明する。

また、事後調査結果を検討した結果、陸生植物への影響が大きいと判断された場合は、新たな環境保全措置の検討を行う。